平成２３年（フ）第３０６号
福井県丹生郡越前町厨第31号17番地３
債務者　岩城　和徳
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
福井県鯖江市上河端町第40号32番地３
債務者　竹内　友幸
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
福井県鯖江市神中町２丁目４番37号　レオパレス神中201、旧住所福井県坂井市丸岡町寅国第４号３番地　アルカサール幸Ａ棟102号室
債務者　橋本　奈々
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１２号
福井市志比口２丁目21番29号　ソフィアツイン201号
債務者　山内　徳彦
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１７号
福井県鯖江市冬島町第11号38番地６
債務者　島田　幸代（旧姓江良）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
奈良県五條市田園３丁目39番地の４
債務者　大村　雅子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第４９０号
高知市愛宕山南町14番17―７号
債務者　中山　修一
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９１号
高知市神田1155番地22
債務者　矢野　陽子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５００号
高知市一宮中町２丁目19番７号
債務者　徳久　康男
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５０１号
高知市一宮中町２丁目19番７号
債務者　徳久　竜也
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５０９号
高知市神田2369番地136
債務者　濱田　孝一
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１５号
高知県南国市大埇甲1175番地　細木第２ハイツ７号
債務者　橋本　扶美
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１９号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地の２　県営住宅Ｐ３―203号
債務者　山本　悦子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５２０号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地の２　県営住宅Ｐ３―203号
債務者　山本　道成
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７５号
佐賀県唐津市二タ子３丁目９番４―402号　市営アパート二タ子
債務者　古川眞知子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第２３４号
松江市鹿島町佐陀本郷96番地７
債務者　袖本　高宏
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３６号
富山市中島３丁目６番43号
債務者　金坂　トシ
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
富山地方裁判所民事部